

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月27日

東京都知事 殿

提出者

住所 東京都武蔵野市境南町1-26-1

氏名 武蔵野赤十字病院

院長 泉 並木

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0422-32-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	武蔵野赤十字病院
事業場の所在地	東京都武蔵野市境南町1-26-1
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	病院
②事業の規模	611床
③従業員数	1595人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・引火性廃油→焼却→埋立・熔融リサイクル ・引火性廃油（有害）→還元焙焼・焼却→埋立熔融固化（再資源化）他 ・強廃酸→中和・脱水→埋立熔融固化（再資源化）等 ・強廃酸（有害）→中和・脱水→埋戻し材 ・感染性廃棄物→焼却→再資源化

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

1. 産業廃棄物管理組織図 (別紙1)
2. 医療廃棄物マニュアルの作成、職員への教育及び研修について
 - ① 「医療廃棄物マニュアル」を作成して職員へ周知
 - ② 入職時に医療廃棄物の取扱いについて講義を実施
 - ③ 必要に応じて勉強会を開催、病院職員が共通の認識で廃棄物処理に取り組むように指導している
 - ④ 関連情報を院内のイントラネットで随時配信 (取扱いマニュアル、ハンドブック 分別と容器早見表、Q&A)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和4年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	排 出 量	384.42 t	3.05 t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物の排出量はコロナ前から20%アップしたが、5類に分類されたことで患者の分散も始まり、排出量も減少することが期待できる。当院のICTの指示の元、適切な感染対策を実施しており、削減への取組みは分別の徹底を呼び掛けた。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	排 出 量	370.00 t	3.00 t
	(今後実施する予定の取組) 医療の現場には、継続して分別の徹底を呼び掛ける。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引火性廃油 ・引火性廃油 (有害) ・強廃酸 ・強廃酸 (有害) ・感染性廃棄物 ・汚泥 (有害) 感染性廃棄物に関して医療廃棄物委員会が月1回院内の各部署をラウンドし、分別・処理が適正に行われているか確認及び指導している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 医療廃棄物委員会の現場のラウンドにより、適正廃棄できずに指摘されるケースが格段に減ってきている。今後も継続し適正な分別が行われているか確認及び指導していく。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

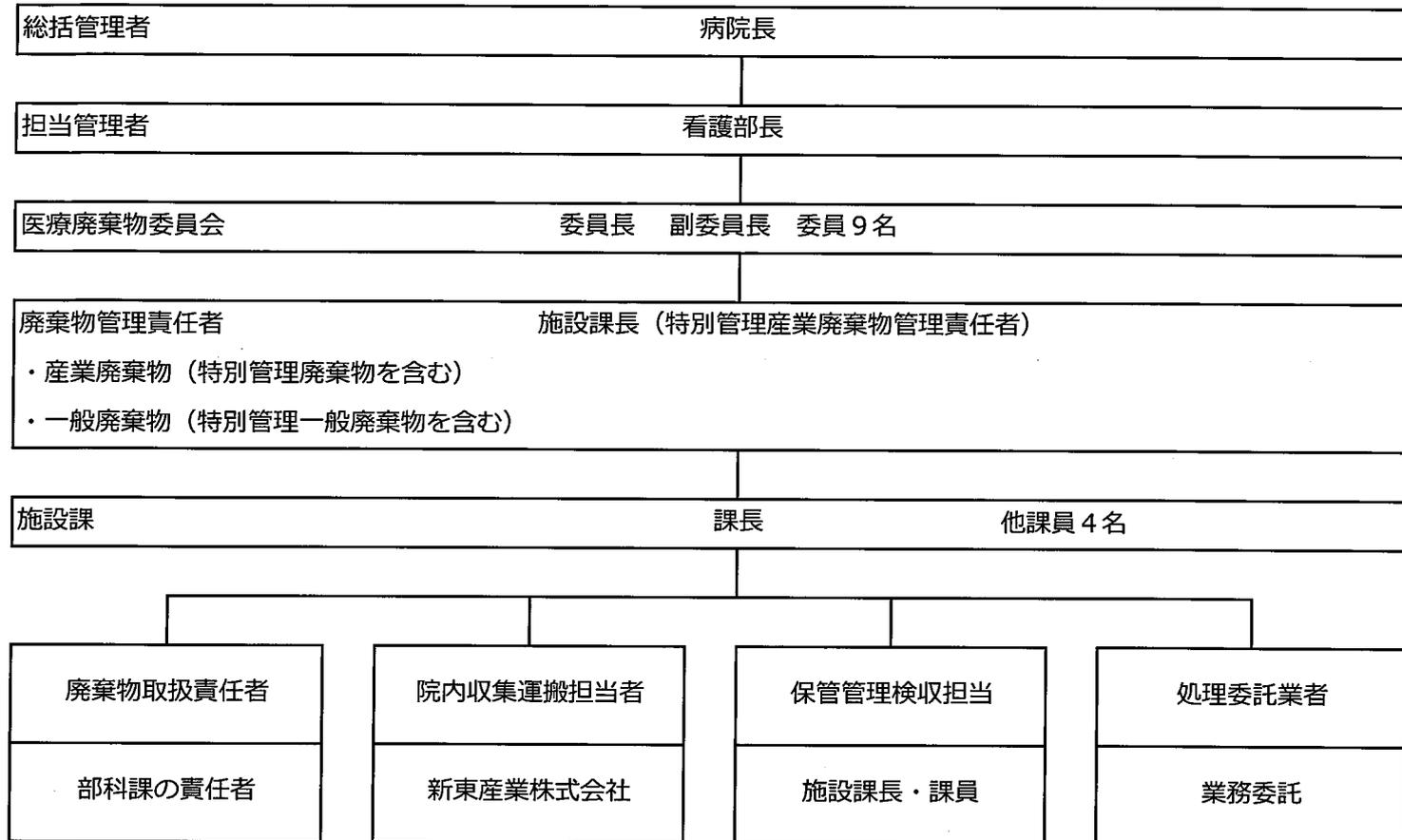
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	- t	- t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	全処理委託量	384.42 t	3.05 t
	優良認定処理業者への処理委託量	384.42 t	3.05 t
	再生利用業者への処理委託量	384.42 t	3.05 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(これまでに実施した取組) 分別の徹底			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	全処理委託量	370.00 t	3.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	370.00 t	3.00 t
	再生利用業者への処理委託量	370.00 t	3.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) 分別の徹底により減量を目指したい。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	387.47 t	
(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストは使用中			
※事務処理欄			

武蔵野赤十字病院 廃棄物処理管理体制 (令和5年4月現在)



各担当者の役割規定

管理者	廃棄物処理にかかる政策・問題発生時の対応
医療廃棄物委員会	医療廃棄物委員会 管理規定参照
廃棄物管理責任者	施設内における感染事故の防止、感染性廃棄物の適正処理の管理、排出状況の把握、処理計画
施設課	廃棄物処理にかかる事務局・委託業者の管理監督・廃棄物処理に関する施設管理・業務委託・マニフェスト管理
廃棄物取扱責任者	各部署で排出される廃棄物の分別・保管・運搬に関する管理
院内収集運搬担当	各部署保管庫に梱包された廃棄物の収集運搬・クリーンセンターの運営管理

業務委託一覧

特定管理産業廃棄物	株式会社 メディカルフロンティア 03-5693-0461
特定有害産業廃棄物	株式会社 環境テコム 03-5943-2020
特定管理一般廃棄物	株式会社 メディカルフロンティア 03-5693-0461
産業廃棄物	志賀興業 株式会社 0422-47-1414
一般廃棄物	志賀興業 株式会社 0422-47-1414
リサイクル	志賀興業 株式会社 0422-47-1414

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。